

第七十一号議案

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成二十七年東京都条例第二十六号）の一部を次のように改正する。
第二条中「一、一一〇、〇〇〇円」を「一、一二二、〇〇〇円」に改める。

第七条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第七条第二項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第 号）による改正後の職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「改正後の旅費条例」という。）第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例による改正前の職員の旅費に関する

条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の旅費条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

(提案理由)

東京都教育委員会教育長の給料の額を改定するほか、旅費に係る規定を改める必要がある。